

結婚新生活支援事業

新婚世帯に対して、結婚を機に行った住宅の購入などの費用を支援します。

支援内容

結婚を機に行った以下の費用を支援します。

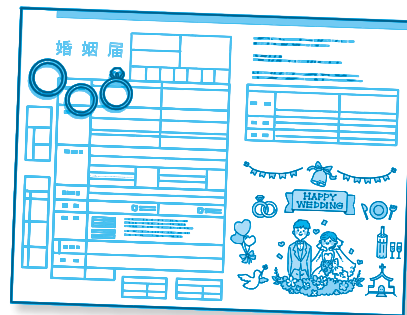
- ・住宅購入費用
- ・住宅リフォーム費用
- ・住宅賃貸借費用
- ・引越費用

※夫婦のいずれかが支払った費用に限る

〈補助率〉10/10

〈補助上限額(一世帯あたり)〉

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合 60万円
- ・30歳以上39歳以下の場合 30万円



対象世帯

○新婚世帯(次の①～⑤すべてに当てはまる世帯)

- ①婚姻日が令和6年1月1日～令和7年3月31日
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③夫婦の前年所得の合計が500万円未満
- ④過去に本補助金の交付を受けたことがない
- ⑤夫婦いずれも町税等の滞納がない

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

○継続補助世帯

令和5年度に伯耆町結婚新生活支援補助金の交付決定を受けた世帯で、交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯

申請方法

交付申請書と次の書類①～⑧を住民課に提出してください。

- ①婚姻日が分かる書類(戸籍謄本等)
- ②住所地が分かる書類(住民票の写し等)
- ③所得証明書および町税等の滞納がないことを証する書類
- ④対象経費の確認が取れる書類(契約書や領収書等)
- ⑤支払額が確認できる書類(通帳や領収書等)
- ⑥個人情報確認同意書および誓約書
- ⑦貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- ⑧住宅手当支給証明書

※①～③は伯耆町で確認できる人のみ省略可能

※⑦、⑧は当てはまる人のみ提出

※その他の書類が必要となる場合があります。

申請期限

令和6年5月上旬～令和7年3月31日(月)

※受付開始日は決定次第、町ホームページでお知らせします。

※国の補助事業のため、予算に限りがあり、年度途中で受付を終了する場合があります。

※3月に申請を予定されている場合は、2月末までに必ず相談してください。

問い合わせ先

住民課

☎ 0859-68-3115



◀ 伯耆町
ホームページ